

後志地本通信

2012. 11. 21
= 第 2 号 =
自治労北海道
後志地方本部
〒044-8588
倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局内
TEL 0136-22-6636
FAX 0136-21-2105

2012賃金確定闘争

政府は今年の人事院勧告の取り扱いについて、解散当日の16日給与関係閣僚会議が招集され、2012人事院勧告の取り扱いは今年度の実施について見送ることとし、2014年4月の国公の給与特例法が切れる時点から実施する方向で、2013年度中に結論を出すことが確認。退職手当法の取り扱いについても解散前日に野党との合意のもと、16日に可決成立した。退手法については地方へ強制させない闘いを進めていく。

国公・人事院勧告見送り

山場にもけた取り組み

政府方針の決定を受け、今年の確定期闘争においては、勧告に係る全ての課題を継続協議とし、最低でも国の実施以降の実施となるよう対当局交渉を強めて行くこととします。引き続き、各単組においては、安易な妥結がないよう取組をお願いするとともに賃金確定闘争勝利に向け、さらなる団

地公の退職手当制度の取り組み

結の強化をお願いします。国公における退職手当法の成立が、解散直前に成立したことにより、これを受けて地方公務員の退職手当制度の取組がスタートします。今回の見直しは職員的生活設計の変更を強いることから十分な周知期間や労使協議の確保、年度途中の

退職者を増やさないこと等を目的に国家公務員と同時期の施行としないよう対応を強める必要があります。自治労としてもこれらの取組を前進させるべく、現在、各単組・組合員に対して道退職手当組合に対する署名行動を実施しており、その中で、家族、管理職、消防職員などへの協力を積極的に進めるよう引き続き取り組み強化をお願いします。

公務員制度改革は早期実現を要求

地方公務員法関連2法案については、消防職員の協約締結権の措置が外され団結権のみの措置とする修正が行われ、解散前日に閣議決定がされ臨時国会に提出がされました。16日には衆議院総務委員会での審議が行われましたが、自民党などの反対もあり、国家公務員法関連4法案とともに国会解散に伴い廃案となりました。しかし、この法案が閣議で決定されるまでに至ったことは、昨今の国会情勢を考えると不満は残ります。一定の前進があったものと思います。公務員制度改革は、2008年6月に自公政権下で成立した国家公務員制度改革基本法により新制度移行への期限が迫っていることから次期通常国会での成立に向けた闘いを

新書記長の所信表明

4月から専従になり、皆様にはいろいろ迷惑をかけておりますので、大会で承認されるか心配でしたが圧倒的多数で承認されホッと胸を撫で下ろしています。今後は組合員の生活を守るため日夜問わず活動いたします。まずは教宣紙ですが、大会終了後に元専従者に囲まれ『面白くない』とダメ出しされてしまいましたので見やすく面白い教宣紙作りを追求していきたいと思っております。そして、各種集会については『学習』ではなく『楽習』をモットーに楽しく学べる集会作りを目指しますので、集会開催時には、多数の組合員の参加をお願いします。(書記長 桜井)

引き続き組合員の結集のもと進めていきます。